

吹田市

障がい福祉サービス支給決定ガイドライン

(居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・

同行援護・行動援護編)

【令和8年4月】

目次

1 居宅介護(介護給付).....	3
2 重度訪問介護(介護給付).....	4
3 重度障害者等包括支援(介護給付).....	5
サービス支給決定時の留意事項.....	6
(1) 基本的な考え方.....	6
(2) 二人派遣の取扱い.....	6
(3) 居宅介護の所要時間.....	6
(4) 居宅介護のサービス内容と提供に係る注意点.....	7
(5) 重度訪問介護の支給決定.....	14
(6) 入院中や施設入所者の制度利用可否.....	17
(7) 共同生活援助(グループホーム)入居者の制度利用.....	19
4 同行援護(介護給付).....	21
サービス支給決定時の留意事項.....	21
(1) 障害支援区分認定の必要性.....	21
(2) 同行援護のサービスについて.....	22
(3) 障がい児(小学生以下)の適用.....	23
(4) 同行援護と通院等介助、移動支援(通学通所支援)との関係.....	23
(5) 支給量基準を超過する決定.....	23
(6) 入院中の利用.....	23
(7) 難病患者等への支給決定について.....	23
5 行動援護(介護給付).....	25
サービス支給決定時の留意事項.....	25
(1)行動援護に含まれるサービス内容.....	25
(2)対象とならないサービス内容.....	25
(3)二人派遣の取扱い.....	25
(4)所要時間の考え方.....	26
(5)他施設や他サービス利用中の併用.....	26
(6) 児童の決定.....	26
(7) 行動援護と移動支援及び通院等介助との関係.....	26
(8) 支給量基準を超過する決定.....	26

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）

1 居宅介護(介護給付)

サービス名称	・身体介護 ・家事援助 ・身体介護を伴う・伴わない通院等介助	通院等乗降介助																					
サービス内容	<p>【身体介護】 居宅における入浴、排泄、食事等の介助 自立生活支援のための共に行う家事</p> <p>【家事援助】 居宅における掃除、洗濯等の家事</p> <p>【通院等介助】 居宅から医療機関への通院及び官公署への相談・手続や、相談の結果生じた障害福祉サービスの見学に際した外出の支援</p>	<p>通院等介助と同様の外出時の、ヘルパー自らの運転する車両への乗車または降車の介助に加えて行う、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動の介助、通院先や外出先での受診の手続や移動の介助</p>																					
対象者	<p>【身体介護を伴う通院等介助】 ・障害支援区分2以上で、下記の認定調査項目に○が一つ以上該当する障がい者</p> <table border="1"> <tr> <td>(1-8)歩行</td> <td></td> <td></td> <td>全面的な支援が必要</td> </tr> <tr> <td>(1-4)移乗</td> <td>見守り等の支援が必要</td> <td>部分的な支援が必要</td> <td>全面的な支援が必要</td> </tr> <tr> <td>(1-9)移動</td> <td>見守り等の支援が必要</td> <td>部分的な支援が必要</td> <td>全面的な支援が必要</td> </tr> <tr> <td>(2-4)排尿</td> <td></td> <td>部分的な支援が必要</td> <td>全面的な支援が必要</td> </tr> <tr> <td>(2-5)排便</td> <td></td> <td>部分的な支援が必要</td> <td>全面的な支援が必要</td> </tr> </table> <p>例：障害支援区分2で、(1-4)移乗の項目が「見守り等の支援が必要」に該当していれば、身体介護を伴う通院等介助の対象者となります。 ・障がい児は、短期入所の単価区分と上記認定調査項目に応じ、判定します。</p> <p>【身体介護、家事援助、身体介護を伴わない通院等介助、通院等乗降介助】 ・障害支援区分が区分1以上である障がい者 ・障がい児は、5領域11項目等の調査を行い、判断します。ただし、家事援助については原則対象外となります。</p>			(1-8)歩行			全面的な支援が必要	(1-4)移乗	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	(1-9)移動	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	(2-4)排尿		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	(2-5)排便		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要
(1-8)歩行			全面的な支援が必要																				
(1-4)移乗	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																				
(1-9)移動	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																				
(2-4)排尿		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																				
(2-5)排便		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																				
障害支援区分	区分1以上(身体介護を伴う通院等介助は区分2以上)※児童については不要。																						
支給(利用)単位	<p>【身体介護】 最小単位 30分 以降 30分</p> <p>【家事援助】 最小単位 30分 以降 15分</p> <p>【通院等介助】 最小単位 30分 以降 30分</p> <p>(原則、身体介護は1回3時間以内、家事援助は1回1.5時間以内での利用)</p>	<p>最小単位1回 (乗車前介助→移送→降車後介助で1回)</p>																					
支給量	原則、標準サービス提供水準の範囲内とします。																						
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)																						
利用者負担以外に必要な経費	<p>外出時にかかる交通費用等 (ヘルパー分も含む)</p>	移送運賃																					

2 重度訪問介護(介護給付)

サービス名称	重度訪問介護
サービス内容	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難を有する知的・精神障がい者に、居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行います。
対象者	障がい支援区分4以上であって以下のいずれかに該当するもの 1 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当していること (ア)二肢以上に麻痺等があること(医師意見書のうち「麻痺」の項目「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、「ある」に2項目以上(軽、中、重のいずれかにチェックされている)) ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱い。 (イ)障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外と認定されていること。 2 行動援護判定基準の合計点数が10点以上
障害支援区分	区分4以上 ・区分6で重度障がい者等包括支援の対象要件を満たす者 →「重度訪問介護 重度障がい者等包括支援対象者」(15%加算) ・区分6で重度障がい者等包括支援の対象要件を満たさない者 →「重度訪問介護障がい支援区分6該当者」(8.5%加算) ・区分4及び5の者→「重度訪問介護基本」 入院中の医療機関等におけるコミュニケーション支援等については後述。
支給(利用)単位	最小単位1時間 以降30分ごと(原則、1日3時間以上)
支給量	原則、標準サービス提供水準の範囲内とします。
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担以外に必要となる経費	外出時にかかる交通費等 (ヘルパー分も含む)

3 重度障害者等包括支援(介護給付)

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービス内容	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障がい児・者等に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供するもの
対象者	<p>障がい支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴うもの(認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定)で、以下のいずれかに掲げるもの</p> <p>1 重度訪問介護の対象であって、医師意見書の「麻痺」の項目の「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされている)されており、下記のいずれかに該当する者 ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱いです。</p> <p>ア)認定調査項目「寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」かつ「レスピレーター」において「ある」と認定されている。</p> <p>イ)認定調査項目「寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」かつ概況調査において知的障がいの程度が「最重度」と確認されている。</p> <p>2 行動援護対象者</p>
障害支援区分	<p>区分6のみ</p> <p>※児童の場合、認定調査 80 項目の調査及び審査会の意見聴取により決定</p>
支給(利用)単位	報酬単位数/月※指定事業者から支給決定プラン案の提出を受け、
支給量	その内容について要否確認のうえ、必要単位数を決定
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担以外に必要となる経費	外出時にかかる交通費等(ヘルパー分も含む)

サービス支給決定時の留意事項

(1) 基本的な考え方

ア 支給量の計算

原則:1か月の支給量の考え方:〇〇H/W×4.5W + 不定期利用分

例外:1・3・5回/Wは5回/月・14回・23回で計算します。

→4.5週の計算を行うと、整数にならないため。

例外2:毎日のケア → 31日/月で計算します。

イ 支給量超過について

原則:事前に支給量の変更申請を行い支給決定を受けたのち、超過した支給量のサービスの利用を行う。

例外:突発的な利用が必要な場合(例:急に受診が必要になった、介護者の入院等)や、やむを得ず支給量を超過する場合(通院の待ち時間が長く想定の支援時間を超過してしまった等)について、申請や相談が間に合わないことも想定されます。その場合、すみやかに障がい福祉室に相談の上、支給量変更申請及び支給決定を受けてください。なお、この場合においても、月を跨いで支給量変更の対応を行うことはできません(事案が月末の市役所開所時間後や閉庁日に起きた場合を除く)。

(2) 二人派遣の取扱い

ア 要件

二人派遣は、次のいずれかに該当する場合に認められます。

(ア)障がい者等の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難である場合

(イ)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(ウ)その他障がい状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合

例)・体重の重い利用者の入浴介助や排泄介助

・ヘルパー一人での介助では激しい痛みが伴ったり骨折の危険性がある場合

※根拠:「厚生労働大臣が定める要件(平成18年9月29日・厚生労働省告示第546号)」

イ 二人派遣の支給決定

事業者や利用者との調整やあっせんが事前に必要となります。支給量は、本来必要とされる量を2倍して計算します。支給決定時には、二人派遣が必要な時間についても算出し、受給者証に記載します。

ウ 留意事項

(ア)サービス等利用計画案に、時間数の算定根拠・二人派遣が必要な理由を分かるように記載してください。

例)身体介護(入浴介護):28H/月=1H/回×2人×3回×4.5W(14回/月)

本人は、重度の身体障がい(両下肢機能全廃)のため、浴槽への移乗の際、洗身中の座位保持等入浴安全に介助を行うためには二人介助が必要である。

(イ)二人派遣で対応する場合は、同一のサービスに限ります。

例)○身体介護ヘルパー+身体介護ヘルパー

×重度訪問介護ヘルパー+身体介護ヘルパー

×行動援護ヘルパー+移動介護ヘルパー

エ 重度訪問介護における新人ヘルパーへの熟練したヘルパーの同行

障がい支援区分6の者への重度訪問介護については、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーの支援開始から120時間に限り、支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行うことが認められます。

また、従業者が重度訪問介護重度障がい者等包括支援対象者(15%加算)に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合においても、支援開始から120時間に限り認められます。これらの場合も同様にヘルパー二人が必要な時間を計算し、支給量に反映することになるため、利用期間について事業所と調整が必要です。

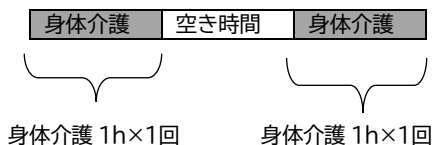
(この場合、ヘルパー一人報酬は減算)

(3) 居宅介護の所要時間

ア 「1回」のサービスの考え方

居宅介護のサービスを一日に複数回利用する場合、原則2時間以上の間隔を空けなければなりません(例1)。サービス提供の状況により同一のサービスを2時間空けずに利用する場合は、前後を合算して1回のサービスとして取扱います(例2)。

(例1) 13:00 14:00 16:00 17:00
16:00



(例2) 13:00 14:00 15:00



【○】身体介護 2h×1回

【×】身体介護 1h×2回

※報酬は(例1)の方が(例2)より高くなります。

ただし、以下の要件に該当する場合は、2時間未満の間隔でも回数を分けての利用が可能です。

- (ア) 別のサービス類型(例:身体介護と家事援助)を利用する場合で、その必要がある場合
- (イ) 身体の状態等により短時間(2時間未満)の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合
- (ウ) 乗降介助を利用する場合
- (エ) 複数の事業所が連続して活動する場合
(1事業所に対応できないために、1回のサービスの時間を分けて2事業所が入る場合等)

イ 30分に満たないサービス利用

サービスの最小単位は30分(重度訪問介護は1時間)です。事業所が最小単位の報酬算定をするためには、概ね20分程度以上(重度訪問介護は概ね40分以上)のサービス提供が必要です。

(4) 居宅介護のサービス内容と提供に係る注意点

ア 居宅介護全般に係る注意

(ア) 本人が外出している時間帯のサービス提供

本人不在時のサービス提供はできません。居宅介護等のサービス提供には、本人の安否確認や健康チェック等も含まれると考えることから、本人の在宅時に提供することが必須です。

(イ) 居所以外の場所でのサービス提供

居所以外の場所でのサービス提供はできません。本人の日常生活を営む場所において、必要なサービスを提供するものです(原則、生活の拠点を1か所と定めるため)。従って、学校や職場等、日中活動の場、友人宅、短期間の帰省先等でのサービス提供はできません。

(ウ) 従業者の同居の家族や、別居の親族(親子・兄弟)である利用者に対する居宅介護の提供はできない。

別居の親族(親子・兄弟)への居宅介護サービスの提供については、特別な理由がない限りサービス提供はできません。

イ 身体介護

安全かつ清潔に毎日の生活を送ることができるよう、利用者の身体に直接援助を行うものです。

その援助に伴う必要な準備、後片付け等の一連の行為を含みます。

(ア) 身体介護のサービス内容・提供の流れ

※ 右欄は「1回あたりの標準時間」です。一律に適用するものではありませんが、障がい者等の個別の状況により標準時間や標準回数を超える際は必要性があることを確認します。

内容	具体的な介助の流れ		時間
排泄介護	トイレ利用	トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動(見守りを含む)→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作	15分 から 30分
	ポータブルトイレ利用	安全確認→声かけ・説明→環境整備(防水シートを敷く、衝立を立てる、ポータブルトイレを適切な位置に置くなど)→立位をとり脱衣(失禁の確認)→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータブルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作	
	場合により、失禁・失敗への対応(汚れた衣服の処理、陰部等の洗浄、便器等の清掃を含む)		

	おむつ交換	声かけ・説明→物品準備(湯・タオル・ティッシュペーパー等)→新しいおむつの準備→脱衣(おむつを開く→尿パットをとる)→陰部・臀部洗浄(皮膚の状態などの観察、パッティング、乾燥)→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作 必要に応じ、水分補給やおむつから漏れて汚れたりリネン等の交換	
食事介助		声かけ・説明(覚醒確認)→安全確認(誤飲兆候の観察)→ヘルパー自身の清潔動作→準備(利用者の手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしぼりなどの物品準備)→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保(ベッド上での座位保持を含む)→配膳→メニュー・材料の説明→接触介助(おかずを刻む・つぶす、吸い口で水分を補給するなどを含む)→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末(エプロン・タオル等、下膳、残滓の処理、食器洗い)→ヘルパー自身の清潔動作	30分
入浴・清拭	清拭	(全身清拭)ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオル・着替えなど)→声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下半身脱衣→下半身の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下半身着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作	60分
	部分浴	(手浴及び足浴)ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオルなど)→声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	
	洗髪	ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオルなど)→声かけ・説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	
	全身浴	安全確認(浴室での安全)→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備(タオル・着替えなど)→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪の乾燥、整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作	
	洗面等	洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保→物品準備(歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど)→洗面用具準備→洗面(タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助)→居室への移動(見守りを含む)→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	必要時間
身体整容等	身体整容	(日常的な行為としての身体整容)声かけ・説明→鏡台等への移動(見守りを含む)→座位確保→物品の準備→整容(手足の爪きり、耳そうじ、髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧)→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	必要時間
	更衣介助	声かけ・説明→着替える衣類の準備→上半身脱衣→上半身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→スリッパや靴を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ	15分
内容	具体的な介助の流れ		時間
移動・移乗介助	移乗	車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保(後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をするなど)→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認 その他の補装具(歩行器、杖)の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認	必要時間
	移動	安全移動のための通路の確保(廊下・居室内等)→声かけ・説明→移動(車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど)→気分の確認 移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように見守る)	
就寝介助	起床介助	声かけ・説明(覚醒確認)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動(両手を引いて介助)→気分の確認 ※必要に応じ、布団の片付け	
	就寝介助	声かけ・説明→準備(シーツのしわを伸ばし食べかすやほこりはらう、布団やベッド上ものを片づける等)→ベッドへの移動(両手を引いて介助)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認(掛け物を気温によって調整する等)→気分の確認	

※支援中の水分補給や体位変換、一部医療的ケア等も内容に含まれます。

(イ)その他に身体介護に含まれるサービス内容

特段の専門的配慮をもって行う調理(所要時間目安:1回 45分)

医師の指示等(主治医意見書、医師の診断書等の書面により適切な判断ができるもの)に基づく適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理。

調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の管理指導、支援担当者会議で栄養士等の専門職から聴取した意見等に沿った調理を行うものです。

※単に食材を細かくすることやトロミをつけることは家事援助で対応します。

(ウ)自立生活支援のための援助

利用者と一緒に手助けしながら行う家事(調理、掃除、洗濯)→自立生活支援のための共に行う家事支援の取扱いについて(平成30年8月、障がい福祉室発出)を参照してください。なお、体調不良等のため、家事援助に切り替えて利用することも可能です。

(エ)ヘルパーの医療行為

医師法等の規定により、医療行為は緊急時を除き医師や看護師等の医療職しか行えないため、ホームヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師等の資格を持った者であってもホームヘルパーとして活動している時は同様の取扱いになります。なお、医療行為に含まれる可能性が高いものの例は次のとおりです。

例)インシュリン注射、褥瘡の処置、浣腸、摘便等

医療行為であるか否かについては、次の資料を確認してください。

【参考】「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」

(平成17年7月26日付 医政発第0726005号)

「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」

(令和4年12月1日付 医政発第1201第4号)

たんの吸引等(たん吸引・経管栄養)については、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できます。

※たんの吸引等を行うには、登録特定行為事業者及び登録従事者であることが必要です。

【参考】社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

(平成23年10月3日付 厚生労働省令第126号)

(オ)サービス対象外の活動

a 専門的知識や技術を要する行為

マッサージや散髪等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」「理容師法」「美容師法」の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

※なお、各資格を持った者であっても、ホームヘルパーとして活動している時間は同様の取扱いになります。

b 服薬管理(残数管理、服薬指導等)

医療行為であるためできません。ただし、利用者本人の指示の下、一包化された薬を口元に運ぶ等について身体介護で提供可能です。

ウ 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の掃除、洗濯、調理、代読・代筆などの日常生活の援助そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障がい・疾病など若しくは当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に支援するものです。なお、代読・代筆支援については、同居家族がいる場合でも、利用者が同居家族ではなく支援者による支援を希望する場合は利用可能です。

※嗜好品の購入については各居宅事業所が判断するものではなく、サービス等利用計画に目的や支援内容を位置づけ、市が内容を確認したうえで支給決定を行います。

(ア)家事援助のサービス内容の例

※ 右欄は「1回あたりの標準時間」です。一律に適用するものではありませんが、障がい者等の個別の状況により標準時間や標準回数を超える際は必要性があることを確認します。

項目	内容	時間
掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃	30分
	ゴミ出し	
	準備・後片付け	
洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯	30分
	洗濯物の取入れと収納	
	洗濯物の乾燥(物干し)	
	アイロンがけ	
ヘッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換布団カバーの交換等	15分
衣類の整理 ・被服の補修	衣類の整理(夏・冬物等の入替え等)	30分
	被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)	
一般的な調理 ・配下膳	配膳、後片付けのみ	30分
	一般的な調理	
買物 (ヘルパー単独)	日用品等の買物(内容の確認、品物・つり銭の確認を含む)	30分
	薬の受取り(既に処方箋がある場合のみ)	
育児支援	哺乳、乳児浴、乳児の健康把握の補助	必要 時間
	児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援	
	保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、 保育所・学校等への連絡援助	
	利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理	
	利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い	
	利用者(親)の子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎	
	子どもが利用者(親)に代わって行う上記の家事・育児等	
代読・代筆	郵便物全般の代読・整理や電化製品等の取扱説明書の代読	30分
	買い物や食材等のメモの代筆	

(イ)同居家族に対する援助

同居家族に対する援助はできません。掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人分のみが対象となります。ただし、独居の場合や、同居家族も高齢者もしくは障がい者等、共用部分の清掃を行わないと利用者本人の日常生活に支障が生じる場合等はこの限りではありません。

また、同居家族も居宅介護の利用者で、同じ日の連続した時間帯にわたる活動を同じ事業者からサービス提供するのであれば、ひとりのヘルパーが両者に対して家事援助のサービス提供をすることは可能と考えられます。

同居家族が高校生、大学生の場合は世帯の状況に応じて判断を行います。

【参考】家事援助として不適切なもの

- ・本人に対する直接的な援助には該当しないもの
例)本人の居室以外の共有部分の掃除、来客の応接、同居家族への援助
- ・日常生活の援助に該当しないもの
例)大掃除、草むしり、ペットの世話

(ウ)同居家族がいる場合の利用について

家族等と同居している場合、原則対象となりません。ただし、当該家族等の障がい、疾病、就労、就学等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できます。具体的には下記のとおりです。

- a 同居家族が障がいや疾病のため家事を行うことが困難な場合
- b 同居家族がいても、その他の事情があり家事を行うことが困難

その他の事情とは

- (a) 家族が高齢で体力が低下していて、行うのが困難
- (b) 家族が介護疲れで共倒れや虐待等の深刻な問題が生じる可能性がある場合
- (c) 家族が就労等で不在の時に往くなくては日常生活に支障がある 等

なお、同居家族がいる場合の家事援助の必要性については、サービス等利用計画案に位置付けること。

(エ) 児童への家事援助の決定

原則、対象となりません。

(オ) ヘルパーによる育児支援

育児支援は、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次の a から c のすべてに該当する場合に、個々の利用者(親)、子ども、家族等の状況を勘案し、要に応じて、「居宅介護(家事援助)」又は「重度訪問介護」の対象範囲に含めます。

- a 利用者(親)が障がいによって家事や付き添いが困難な場合
- b 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合
- c 他の家族等による支援が受けられない場合

※ 育児支援として想定される範囲は上記(1)の内容となります。

※ 利用に際しては、育児の内容や頻度等から必要な時間を確認し、他の家事援助支援も含めて1回につき 20 分以上要するとき支給量に反映させます。

【参考】「障がい者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について」

(厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部障がい福祉課事務連絡 令和3年7月12日)

(カ) 薬の受取り

保険証や診察券、自立支援医療証等を提示する場合や病院で処方を受けなければ薬が受け取れない場合は家事援助は利用できません。ただし、既に処方箋が出されていて、ヘルパーが取りに行くだけであれば家事援助での利用が可能です。

エ 通院等介助

通院等介助とは、通院等のための屋内外における移動等の介助または通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行うサービスです。

(ア) 通院等介助のサービス内容

対象範囲	定期的な医療機関での受診やリハビリ(医療保険対象のもの)
	官公署(国・都道府県・市町村の機関、外国公館)、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所への相談・手続き
	上記の相談の結果生じた障がい福祉サービス事業所の見学
サービスの流れ	声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→電車やバス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続等

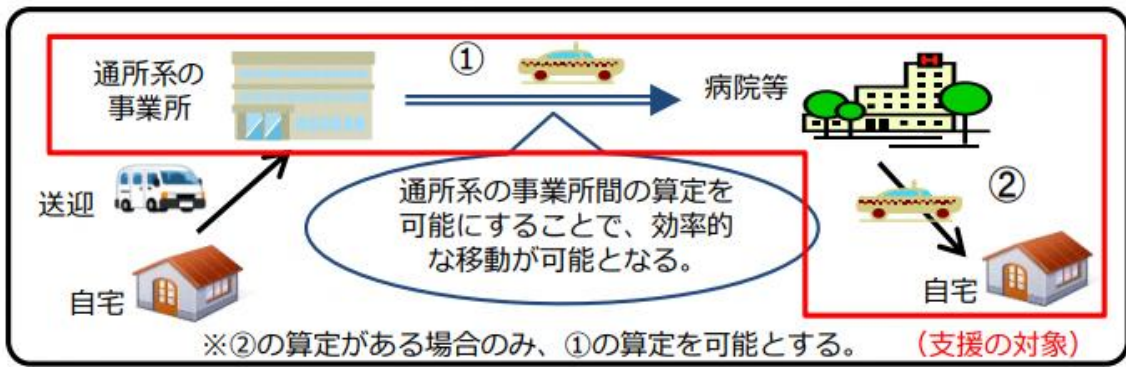
※ 対象範囲の相談は、障がい福祉サービスの利用にかかる相談に限ります。

(イ) 通院等介助の注意点

a 活動の起点の考え方

通院等介助は居宅介護事業の一つであるため、活動の起点・終点は原則自宅となりますが、行き(帰り)は家族で対応可能なため帰り(行き)のみのニーズがあるような場合については、起点・終点のいずれかが自宅であれば利用可能です。また、自宅が起点・終点となる場合には、障がい福祉サービスの通所系の事業所や地域生活支援事業の地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等にかかる部分についても、同一の事業所が行うことを条件に利用が可能です。

その際、特に診断書等は求めませんが、必要性をサービス等利用計画案やケース記録、起案裏面に記載し、決裁を行い、受給者証の特記事項欄にも明記することとしています。(同行援護、行動援護、重度訪問介護による通院時も同様)



厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」より抜粋

b 身体介護を「伴う」「伴わない」の違い

「伴う」「伴わない」は障害支援区分及び認定調査項目によって決められますが、「伴う」は「伴わない」に比べて報酬単価が高く設定されています。「身体介護を伴わない」＝「身体介助を行わない」ということではないため、サービス内容に違いはありません。具体的な身体介助は「伴う」「伴わない」のどちらの場合も提供されます。

c 院内での介助について

通院等介助のサービスは、基本的には居所を出てから医療機関にて受診の手続きを行うまでとなり、病院内の移動等の介助は基本的には病院スタッフにより対応されるべきものです。しかし、院内スタッフが対応できず、ヘルパーによる待合室等での具体的な介助が必要な場合は、院内介助はサービスとして認められます。

受給者証に院内介助可(院内介助すべてにおいて算定対象)、院内介助一部可(必要な場面のみ積み上げて算定可能)、院内介助不可(院内介助は算定不可)のいずれかを記載します。

なお、院内介助が必要な場合は、必要性と必要な場面をサービス等利用計画案に記載してください。

【具体的な介助の例】

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合
- ・知的・行動障がい等のため常時の声掛けや見守りが必要な場合

d 通院時の食事対応

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、買物や食事等の通院以外を目的とする利用はできません。ただし、診察が午前から午後に来る等の場合、院内での食事は通院等介助の延長と考え「通院等介助」での利用を可能とします。(なお、院外での食事は不可。院内に食堂がない場合については、その近隣で食事を取ることを可能とします。)

e 通院の帰りに日常生活上必要な買物をした場合の取扱い

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、日常生活上必要な買物といった通院以外の目的には利用できません。この場合は、行きは通院等介助とし、病院からの帰りは移動介護や同行援護等の利用となります。

f 精神科デイケア、マッサージ

精神科デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で対応できます。

しかし、マッサージのような保険診療を伴わないもの(自発的なもの)は、通院等介助の適用ではなく、移動介護や同行援護等での対応となります。

g ヘルパー自身の運転による外出の介助

ヘルパー自身の運転による外出を行う場合、外出に際して必要な一連の介護(居室からの移動や乗降時の介助等)について、活動内容の一つとして認められる場合があります。ただし事業者が道路運送法上の許可または登録が必要となる場合があります。

なお、運転中はヘルパーが利用者に対して介護を行っていないことから、移動時間はヘルパー活動として認められず、支給量に含みません。運転中を除いた乗車・降車介助及び医療機関での受診手続きを含め、20分未満となる場合は通院等乗降介助となります。

※運転手が別について、ヘルパーは利用者の座位保持等の理由で移動中も介助を行っている場合には、公共交通機関を利用して外出するときと同様、移動時間もヘルパー活動として扱います。

h 選挙の際、投票所までの移動の支援について

移動支援ではなく、通院等介助を優先します。なお、グループホーム利用者等で通院等介助の算定ができない方については、希望があった場合、移動支援を例外適用します。

オ 通院等乗降介助

通院等乗降介助とは、通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うものです。乗車又は降車の介助のみが必要な場合は、福祉有償運送や介護タクシー等にて対応可能であるため、本サービスの対象ではありません。

(ア) 通院等乗降介助のサービス内容

対象範囲	通院等介助と同様
サービスの流れ	声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→ヘルパーが自ら運転する車への乗車介助→運転(算定外)→降車介助→気分の確認→受診等の手続等

(イ) 通院等乗降介助の注意点

a 院内での介助等について
通院等介助と同様です。

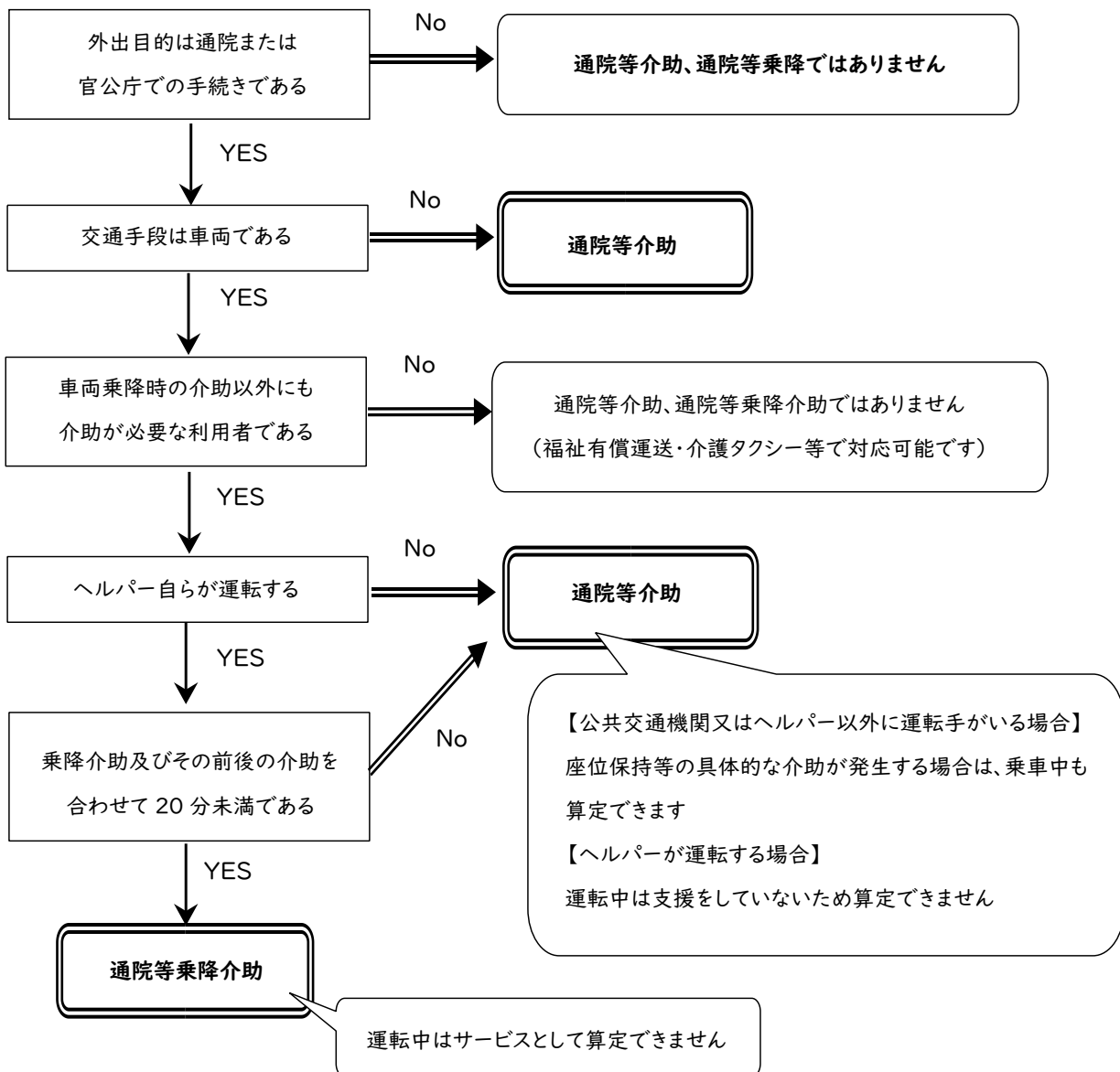
b 通院等介助と乗降介助の併用

1回のサービスで通院等介助と乗降介助を利用することはできません。

(ウ) 通院等介助と通院等乗降介助の違い

「乗車時及び乗車前」または「降車時及び降車後」の介助に要する時間が、それぞれ 20 分未満か 20 分以上かかるか、によって異なります。

20 分未満の場合は「通院等乗降介助」、20 分以上の場合は「通院等介助」となります。



(5) 重度訪問介護の支給決定

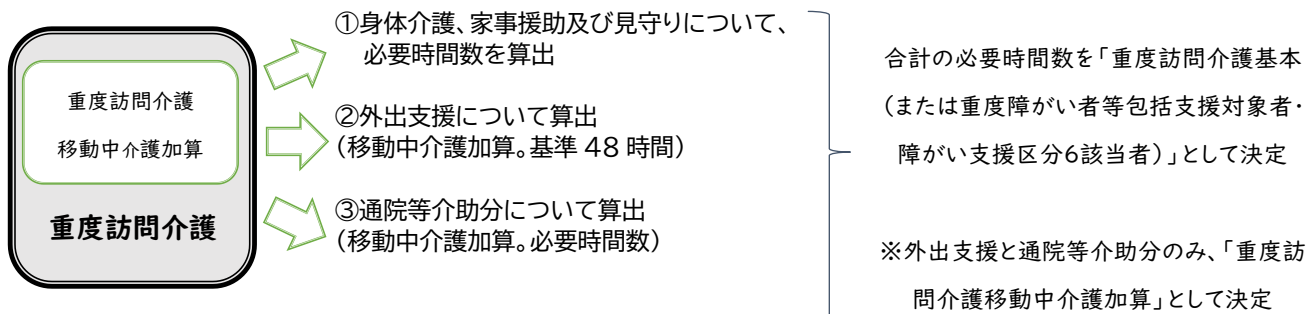
ア サービス内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対して、身体介護や家事援助、外出支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものです。つまり、長時間にわたる活動の中で身体介護や家事援助の具体的なサービスが断続的にある場合、「身体介護」や「家事援助」では必要な時間帯のみを抜き出して利用することになりますが、「重度訪問介護」ではその他見守り等が必要な時間も含め利用することができます。ただし、重度訪問介護の見守りとは、長時間にわたる断続的で具体的な身体・家事的援助の中に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを指します。したがって、「何かあった際のために待機する」等といった具体的な支援がない見守りのみでの決定はできません。

イ 支給量の考え方

(ア)積算の方法

身体介護・家事援助・通院等介助・見守り支援と、外出支援(通院等介助分を除く)は別に積算します。

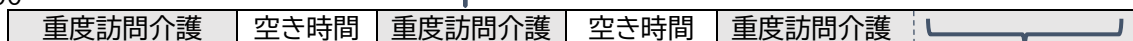


ウ 重度訪問介護の所要時間

居宅介護は短時間に集中して支援を行うため、短時間サービスの単価が高く設定されていますが、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うことが想定されているため、ヘルパーの1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案した、8時間を区切りとする単価が設定されています。8時間を超える場合の単価は、事業所の管理コストが減ることを踏まえ、8時間までの単価の95%相当額となります。

したがって、1日(0時~24時)に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算(複数事業者が入る場合は事業所ごとに提供時間を通算)して算定しますので、居宅介護のように2時間の間隔を空けて、1回当たりのサービスを明確にする必要はありません。

(例) 7:00 10:00 13:00 16:00 19:00 24:00



訪問介護 11 時間×1 回

翌月分として算定

エ 長時間の利用

重度訪問介護は、長時間のヘルパー派遣が想定されているサービスです。しかし、極端な長時間利用の場合(特に就寝時間中など)、単なる安否確認的な「見守り」が利用時間中に含まれている場合がありますので、実際の活動内容を確認したうえで真に必要な時間数で計算してください。

オ 利用時間数が3時間に満たない場合の取扱い

重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定を基本としていますが、3時間未満の活動でも、その内容が「身体介護」「家事援助」「見守り」と支援内容が包括的な場合は、重度訪問介護での決定をすることが可能です。(支給量の最小単位は1時間)

カ 重度訪問介護と居宅介護(身体介護、家事援助等)との関係性

障がい状況が重度訪問介護の要件を満たしているからといって、必ずしも重度訪問介護で決定するわけではありません。本人の支援ニーズにより、全体を通じて重度訪問介護を利用するか、必要な時間帯のみ身体介護や家事援助をスポット的に利用するかのいずれかを判断します。重度訪問介護の支援を必要とする場合は、ヘルパー利用に係る支援を原則全て重度訪問介護で実施することになるため、重度訪問介護と居宅介護を併用することはできません。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために、他事業者が短時間かつスポット的に身体介護や家事援助を提供する場合や、同一事業者がサービス提供する場合であっても同一日に両サービスを行わない場合(介護者の状況により、曜日等で必要なサービスが異なる場合等)には、例外として併用が認められます。そのため、支給決定に際しては、併用の有無についての確認を行います。

キ 知的障がい者・精神障がい者の支給決定

(ア)支給決定の考え方

知的・精神障がいによる行動障がいがある者への重度訪問介護の支給決定にあたっては、相談支援事業所を中心とした連携体制の下、行動援護事業者等による一定期間のアセスメントや居室内環境調整等を行い、その内容を踏まえたサービス等利用計画が作成されている必要があります。

(イ)支給決定に係る留意事項

- a アセスメント等のために居宅内で行動援護のサービスが必要であることが、サービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居室内の行動援護の利用が可能です。
- b 知的・精神障がいによる行動障がいがある者が重度訪問介護を利用する場合で、居室内では落ち着いているが、刺激の強い外出時に行動障がいが生じる可能性が高いと予測される場合は、居室内での支援は重度訪問介護、外出時の支援は行動援護といった形での併用が可能です。

ク ヘルパーの医療機関等への派遣

重度訪問介護は居宅(外出支援を除く)において提供するサービスですが、以下の表の範囲において、入院中の医療機関等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができます。退院までの全期間を一律に決定するのではなく、必要な期間、必要な量の支給決定が行えるよう、適宜、状況の把握に努めてください。

対象者	日常的に重度訪問介護を利用して、医療機関に入院した障がい者 ※令和6年4月より、区分4・5の利用者も対象。
派遣先	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所
派遣期間	上記施設の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間に限る。
支援内容	・利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。 ・強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

入院中のコミュニケーション支援以外の支援は、医療機関の看護要員(施設の職員)が行うため、その支援を代替及びその人員を補充するための利用はできません。また、看護に該当しない行為が必要な者であっても、コミュニケーション支援が必要ない場合は利用できません。

【参考】「特別なコミュニケーション支援が必要な障がい者の入院における支援について」

(平成 28 年6月 28 日付保医発 0628 第2号 厚生労働省保健局医療課長通知)

「特別なコミュニケーション支援が必要な障がい者の入院における支援者の付添いの受入れについて」

(6) 入院中や施設入所者の制度利用可否

ア 入院中の利用

居宅介護等は居宅におけるサービス提供であるため、利用はできません(重度訪問介護によるコミュニケーション支援は除く)。ただし、例外として通院等介助(通院等乗降介助)及び外出支援を行うサービスは、外出・外泊、他の医療機関への通院等の移動介助に際し、他に手段がない場合に限り利用ができます

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出・ 同行援護・行動援護 ・移動支援	備考
入院中の 外出・外泊	×	○	・外泊先から外出する場合も利用可。 ・日中活動系サービスや短期入所等のサービスの利用については、入院中の利用可否を別途確認すること。
入院中の他の 医療機関への 通院	△ (看護師等が付添わない場合で、 他の手段がない場合に限り利用可)		・通院等介助と外出系サービスの両方が利用できる場合は、通院等介助を優先して利用。
入退院時の 付添い	△ (既に支給決定があり、その支給量の範囲内で対応できる場合に利用可)	○	
転院 (病院→病院)	×		(看護師等が付添わない場合で、他の手段がない場合等に限り利用検討する)

※市や事業所が利用に当たっての適否について医療機関と調整する必要はありません。ただし、医療機関から外出するときと医療機関に戻るときに、サービスを利用する障がい者の支援について、看護師等とヘルパーとの引継ぎが生じるため、その時間について、あらかじめ利用者が医療機関と事業所に提示できるようにしてください。

※外出する場合、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときが始点、医療機関において看護師等に引継いだときが終点となります。外泊する場合は、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときが始点となり、外泊先が終点となります。

イ 短期入所利用時の利用

	居宅介護・ 重度訪問介護	移動支援による対応
短期入所利用のための 施設への送迎	×	△ (他に手段がない場合のみ 利用可)
短期入所利用中	×	△ (原則利用不可だが例外あり ※1)

※1 短期入所サービス利用中の支援は本来施設職員により行われるべきものです。しかし、例外として、以下の①～④すべてに該当する場合等は利用を可能とします。ただし、利用が可能であっても、本人の状況や外出の目的によっては、ヘルパーでの対応が困難な場合があることに留意してください。

- ① 対象者が、緊急の事由により短期入所が必要と認められる者である。
- ② 施設職員による対応が困難であること及び家族対応等の代替手段がないことが確認できている。
- ③ 短期入所中にやむを得ず行わなければならない外出（医療機関受診等）として、市が必要性を認めている。
- ④ ヘルパーを利用する日について、短期入所事業所は「日中活動系サービスを併せて利用する場合」の単位を算定することの調整がついている。

ウ 障がい者施設入所中の利用(帰宅期間中)

原則として施設入所中は利用できません。

ただし、帰省中(2泊以上)等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護・重度訪問介護(及び同行援護・行動援護)の利用が可能です。詳しくは「グループホーム入居者の帰省時の利用((7)ウ(P20))」の考え方を参照してください。これらの取扱いは、利用者と事業者の契約により障がい児施設を利用する場合も同様です。

エ 療養介護施設利用時の利用

療養介護施設の入所は、医療機関の入院と同様に扱います。しかし、一部取扱いが異なるため、利用の際は、以下の表を確認してください。

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出・ 同行援護・行動援護・ 移動支援	備考
入院中の 外出・外泊	×	○	・外泊先から外出する場合も利用可。 ・療養介護と併用できないサービス (生活介護、短期入所等)利用のための外出は不可。
入院中の 他の医療機関 への通院	×	△ (移送に当たり、看護師等の付 添いが得られない場合に 利用可)	
入所当日の 施設までの移動 に係る付添い	×	○	・療養介護施設入所者は居宅介護を併用できないため、原則入所日の前日を期限として取消しますが、施設に到着するまでの間に居宅介護の利用が必要な場合は、例外的に入所当日までの支給を認めます。

オ 介護保険関連施設入所中の利用(特養・老健・特定施設(有料老人ホーム・等))
利用の可否は、次の表のとおりです。

施設種別	居宅介護・重度訪問介護の利用可否	備考
特別養護老人ホーム	×	
介護老人保健施設	×	
介護医療院	×	
介護療養型医療施設	×	
有料老人ホーム	△	介護保険の「特定施設入居者生活介護」の給付を受けることができる場合は利用不可。
サービス付き高齢者向け住宅	△	
認知症高齢者グループホーム	×	

(7) 共同生活援助(グループホーム)入居者の制度利用

グループホーム入居者に対しては、本人負担によりグループホームの従業者以外の者による介護又は家事等をさせてはならないとされていますが、以下に該当する場合はヘルパー等の利用が、経過措置として(2027年3月31日まで)認められています。

ア 対象者

国で定められた対象要件(次のア～ウ)に該当する者のみ、次のサービス利用が可能です。

<p>ア 区分4以上の同行援護、行動援護又は重度訪問介護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用できるサービス:「身体介護」、「家事援助」、「重度訪問介護」
<p>イ 区分4以上の者で次の①、②を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられている。 ② グループホームでの居宅介護利用について市町村が必要性を認める場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用できるサービス:「居宅介護(身体介護に限る)」のスポット支援のみ <p>※ア、イは、利用者の希望に基づき、相談支援事業者を中心にグループホーム等との調整を図る必要があります。支給決定時には、居宅介護等が必要な理由、必要時間及びヘルパー派遣の調整状況等を確認し、「共同生活援助基本決定」を「共同生活援助居宅介護利用者」に変更します。</p> <p>※身体介護のスポット支援は、次の個別支援が必要となる場合のみ利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助等 <p>※介護保険の訪問介護を利用する場合も同様の取扱いです。</p>
<p>ウ 区分1以上かつ慢性疾患等の障がい者で、医師の指示による定期的な通院が個別支援計画に位置づけられている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用できるサービス:「通院等介助」、「通院等乗降介助」 (対象者要件を満たす場合、「重度訪問介護」「行動援護」) <p>通院の対象回数は月2回を限度とします。</p> <p>※利用は慢性疾患等による定期受診の必要性を記載した診断書の提出が必要。</p>

イ グループホーム入居者の支給決定に係る留意事項

(ア)個別支援の考え方

グループホーム入居者についても、通常の場合と同様、利用者の状態や必要性に応じて個別にサービス提供を行います。したがって、グループホームの人員体制の不備や補助金・運営費の多寡といった事由からグループホーム入居者全体に対してサービス提供を行うことはありませんし、またそのような事由が必要な理由になることはありません。

(イ)グループホームの職員との役割分担

日常生活に必要な援助のうち「食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等」については、グループホーム設置運営主体が行うと規定されています。また、「特段の専門的配慮をもって行う調理」が必要な人や職員不在時の調理についても入居者に食事の提供を行うのはグループホーム運営主体が行うべき業務であり、たとえ特別食の調理であっても居宅介護等の利用による対応は認められません。

ウ グループホーム入居者の帰省時の利用

ホーム側で共同生活援助に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護の利用は可能です。なお、帰省時において、サービス提供報酬が支払われない場合とは、帰省開始日と帰省終了日を除いた日の利用となるため、最低でも2泊3日以上からとなります。

また、この取扱いは、グループホームの体験利用や施設入所の場合も同様です。

例) (金)GH→自宅、(土)自宅、(日)自宅→GH

⇒(金)(日)ともGHでの報酬の算定対象となり、居宅介護は(土)のみ利用可能

	(金)	(土)	(日)
利用者の所在	GH→自宅	自宅で1日過ごす	自宅→GH
GHの算定	○	×	○
居宅介護等の利用	×	○	×

4 同行援護(介護給付)

サービス名称	同行援護
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。) ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
対象者	【同行援護基本(盲ろう者)】 <ul style="list-style-type: none"> ・下記のすべてに該当する障がい者等 <ul style="list-style-type: none"> ア 同行援護アセスメント票の項目中、「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の者 イ 聴覚障がい6級以上の身体障がい者手帳を所持する者 ・上記の状態に準ずる障がい児(※1)
	【同行援護基本】 <ul style="list-style-type: none"> ・同行援護アセスメント票の項目中、「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の者のうち、同行援護基本(盲ろう者)に該当しない者 ・上記の状態に準ずる障がい児(※1)
障がい支援区分	吹田市では原則認定は推奨。後述
支給(利用)単位	最小単位1時間 以降30分ごと
支給量	原則、標準サービス提供水準の範囲内とします。
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり。)
利用者負担以外に必要となる経費	外出時にかかる交通費等 (ヘルパー分も含む)
他制度等との併用の有無	通院等介助と併用可。
他制度との優先順位	

※1 児童については在宅援助記録表の記載から5領域 11 項目を確認した上で、同行援護アセスメント調査票(表1)により対象者であることを確認します。その後、聴覚障がい6級以上の身体障がい者手帳の有無により、サービス区分を判断します。

サービス支給決定時の留意事項

(1) 障害支援区分認定の必要性

ア 障がい者の区分認定

国では区分不要とされていますが、同行援護事業所は、障害支援区分3以上の者に対して同行援護サービスを提供した場合、加算を算定することができるため、申請者については、原則として障害支援区分の認定を案内します。ただし、障害支援区分の認定を希望しない場合や、過去に障害支援区分認定調査を行って非該当と認定されており状態が大きく変わっていない場合については、区分認定は不要です。

イ 障がい児の区分認定

障がい児についても障がい者と同様に加算が算定できますが、障がい児は障がい支援区分の認定手続きがないため、市役所において「児童の短期入所 単価区分確認表」を準用し、加算対象であることの判定を別途行います。

加算の算定方法

単価区分3	「障がい支援区分4以上」の加算対象者
単価区分2	「障がい支援区分3」の加算対象者
単価区分1	加算対象外

(2) 同行援護のサービスについて

ア 「同行援護 基本」と「同行援護 基本(盲ろう者)」の違い

サービス内容の違いはありません。「同行援護 基本(盲ろう者)」は、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護のサービス提供を行った場合に、同行援護事業所が加算を算定できるようにするため、必要となる類型です。

イ サービス提供に係る注意点

(ア) 対象とならないサービス内容

同行援護は社会生活上必要不可欠な外出や、余暇等の社会参加のための外出支援を行うサービスであるため、以下の内容は対象となりません。

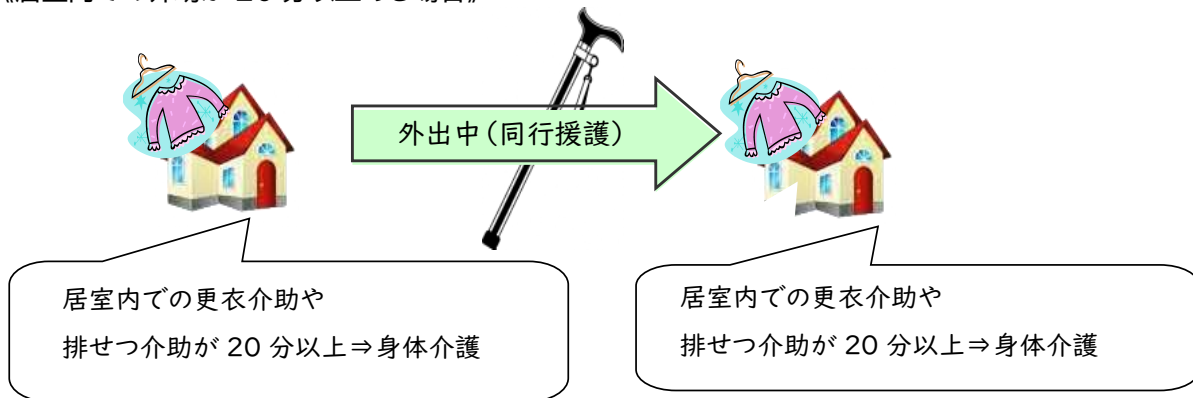
・通勤、営業活動など経済活動
・通学(普通校(小学校～高校)・大学・専門学校等)等の通年かつ長期にわたる外出
・社会通念上適当でない外出
・プールやスポーツ施設等における活動そのものの支援
・銭湯や入浴施設の利用中(単に一緒に入浴する行為)
・宗教(布教)や政治活動
・本来施設側や活動主催者が対応すべきと考えられるもの (事業者が企画・用意した場所やイベント等への外出や活動中の支援等)

(イ) サービスの範囲

居室内で行う介助は同行援護のサービスに含まれません。そのため支給決定の際、外出の準備や帰宅後の水分補給など、居室内において介助が必要かどうかを確認する必要があります。

居室内で行う介助が 20 分を超える場合は、居宅介護の「身体介護」の支給決定が可能です。

《居室内での介助が 20 分以上ある場合》



※居室内で行う介助が 20 分に満たない場合には、報酬算定ができないため、身体介護の決定はできません。

(ウ) 二人派遣の取扱い・所要時間の考え方

居宅介護等に準じます。

(3) 障がい児(小学生以下)の適用

障がい児(小学生以下)への適用に関しては、保護者等が付き添えない場合(社会的理由にあたるもの)に限ります。この場合、単純に基準時間で決定するのではなく、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみを算出します。

○ 社会的理由にあたるもの
ア 保護者が疾病・障がい・就労・妊娠・出産・介護・看護・対象児童の弟や妹の保育所送迎や学校等の公的行事への参加のため、移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。
イ 保護者の通院・冠婚葬祭・事故・災害により、保護者が移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。
ウ 世帯に複数の障がい児がおり、移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。
× 社会的理由にあたらぬもの
介護疲れ(レスパイト)、対象児以外の子どもの時間を確保したい場合、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由がない。

(4) 同行援護と通院等介助、移動支援(通学通所支援)との関係

ア 通院等介助

外出の目的が定期的な通院や官公署のみの場合には、原則、同行援護が優先されますがヘルパーの手配が困難である等の理由がある場合には、通院等介助での利用が可能です。なお、院内介助の取扱いは「居宅介護の通院等介助」に準じます。

イ 移動支援(通学通所支援のみ)

同行援護と移動支援の併用は不可(移動支援の対象者が同行援護の対象となるものを除くこととしているため)。ただし、本人の障がい特性やヘルパー事業所の状況等を踏まえ、併給がやむを得ない場合は支給決定を行う場合がある。(ただし、期間限定での支給決定)

(5) 支給量基準を超過する決定

ア 支給量基準を超過して決定する場合の考え方
居宅介護等と同様です。

(6) 入院中の利用

重度訪問介護を参照。

(7) 難病患者等への支給決定について

障がい者総合支援法の対象となる難病患者等が同行援護を利用する場合、対象者要件を満たしているかを事前に障がい福祉室にご相談ください。

同行援護のアセスメント調査票(表1)

No	調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障がい	視力	1・普通(日常生活に支障がない)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見る事ができない。 3・目の前に置いた視覚確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見る事ができない。	4・ほとんど見えない、全く見えていない 5・見えているのか判断不能		矯正視力による測定とすること
2	視野障がい	視野	1・視野障害がない 2・視野障害の1点または2点の事項に該当しない。	3・周辺視野角度(I/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度(I/二視標による。以下同じ。)が56度以下である。 4・両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5・周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 6・両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障がいの1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1・網膜色素変性症等による夜盲等がない 2・夜盲の1点の事項に該当しない。	3・暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	-	視力視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること必要に応じて様式例による医師意見書を添付する。	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障がい	盲人安全つえ(または盲導犬)の使用による単独歩行	1・慣れていない場所であっても歩行ができる。	2・慣れた場所での歩行のみできる。	3・慣れた場所であっても歩行できない。	夜盲による移動障がいの場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす。	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

行動援護(介護給付)

サービス名称	行動援護
サービス内容	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行う。
対象者	知的障がい及び精神障がい、行動援護判定基準表(表2)の合計点数が10点以上となる障がい児・者
障がい支援区分	区分3以上(障がい児は、短期入所の単価区分の区分2以上)
支給(利用)単位	最小単位 30分 以降30分ごと
支給量	原則、標準サービス提供水準の範囲内とします。
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり。)
利用者負担以外に必要な経費	外出時にかかる交通費等(ヘルパー分も含む)
他制度等との併用の有無	通院等介助と併用可。 移動支援は併用可。(後述)
他制度との優先順位	通院等介助(官公署等への外出含む)及び移動介護に優先

サービス支給決定時の留意事項

(1)行動援護に含まれるサービス内容

行動援護の内容には、以下の内容が含まれます。また、出発前の準備や帰宅後の水分補給など、外出に伴う居宅内での介助についてもサービス内容に含まれます。

ア 予防的対応

(ア)行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動をとったりしないよう、あらかじめ行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動をとることができるように理解させること。

(イ)視覚、聴覚等に与える影響が行動障がいの引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障がいが起こるかを熟知したうえでの予防的対応等を行うことなど。

イ 制御的対応

(ア)何らかの原因で本人が不適切な行動を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ、行動を適切におさめること。

(イ)危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること。

(ウ)本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応。

ウ 身体介護的対応

(ア)便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

(イ)食事を摂る場合の食事介助

(ウ)入浴及び衣服の着脱介助など

(2)対象とならないサービス内容

同行援護に準じます。

(3)二人派遣の取扱い

居宅介護に準じます。通院等介助や移動介護を併用している場合であっても、二人派遣を行う場合は同一のサービスでなければなりません。

(4) 所要時間の考え方

行動援護の報酬算定ができるのは1日に8時間までとなります。8時間を超えてサービス利用することは可能ですが、行動援護事業所が受け取る報酬額は一定です。

(5) 他施設や他サービス利用中の併用

居宅介護を参照してください。

(6) 児童の決定

ア 障がい児(小学生以下)への適用に関しては、保護者が付き添うことが困難な場合とします。

※保護者が付き添うことが困難な場合とは、以下のような状況を指します。

(ア) 保護者が疾病・障がい・就労・妊娠・出産・介護・看護・対象児童の弟や妹の保育所送迎や学校等の公的行事への参加のため、移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。

(イ) 保護者の通院・冠婚葬祭・事故・災害により、保護者が移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。

(ウ) 世帯に複数の障がい児がおり、移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。

イ 支給量については、障がい児本人の外出の必要性等を精査した上で、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみ計算します。

(7) 行動援護と移動支援及び通院等介助との関係

ア 行動援護と移動介護・通院等介助の併用

行動援護の対象者であっても、事業所が見つからない場合には、移動介護や通院等介助を利用することができます。

移動支援(通学支援含む)については、吹田市 HP にガイドラインを掲載しています。



吹田市ホームページ「移動支援事業」

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018678/1014908.html>

(8) 支給量基準を超過する決定

ア 支給量基準を超過して決定する場合の手順

居宅介護等と同様です。

イ 必要不可欠な外出の範囲

同行援護と同様です。

行動援護判定基準表(表2)

行動関連事項 (認定調査事項)	0点	1点	2点
コミュニケーション (3-3)	1.日常生活に支障がない	2.特定の者であればコミュニケーションできる 3.会話以外の方法でコミュニケーションできる	4.独自の方法でコミュニケーションできる 5.コミュニケーションできない
説明の理解 (3-4)	1.理解ができる	2.理解できない	3.理解できているか判断できない
大声・奇声を出す (4-7)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動 (4-16)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止 (4-19)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動 (4-20)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自ら傷つける行動 (4-21)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行動 (4-22)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為 (4-23)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動 (4-24)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等 (4-25)	1.支援が不要 2.まれに支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1.年1回以上	2.月に1回以上	3.週に1回以上